

評価に係る各種指針

(令和 6 年度大学評価用)

改定箇所明示

本資料について

この資料は、評価に際し、評価者が一定の判断を行うために作成した指針をまとめたもので、基礎要件に係る評価の指針（●印で表記）と基礎要件以外の評価の指針（○印で表記）とで構成されています。いずれも、毎年の評価の実績等を踏まえて追加や見直しを行うことがあり、改定した指針は改定した翌年度から適用します。

※これらの指針において「学士課程」とする場合、専門職大学及び専門職学科におけるものを含みます。専門職大学及び専門職学科のみにかかわるものなど、限定的に用いる場合はその旨を明示しています。

【基礎要件に係る評価の指針】(令和 3 年 1 月改定) ※以下では●印

- ◆ 「基礎要件に係る評価の指針」は、評価者が法令要件やその他の基礎的な要件の充足状況を判断し、評価する際の具体的な指針を記したものです。
- ◆ 本指針は、問題事例があった場合に一定の判断が行えるように作成したものです。ただし、評価は大学それぞれの状況に応じて行うものであるため、特別の事情があるなど合理的理由を示せる場合は、数値目安等を弾力的に運用することも可能です。
- ◆ 本指針は「基礎要件確認シート」（様式 6）と一体的に運用します。その際評価者は、同シートの根拠となっている「大学基礎データ」（様式 5）等を必ず参照し評価にあたるようにしてください。
- ◆ 「基礎要件確認シート」において基礎要件の充足状況に問題が見られるが、実地調査時まで改善が確認できた場合は、その事実をもとに評価するものとします。ただし、その場合は、原則として概評において「基礎要件確認シート」作成基準日において基礎要件を満たしていなかった事実を付記してください。
- ◆ 本指針に基礎要件に相当する事項を新たに追加する場合は、原則として一体的に運用する「基礎要件確認シート」もあわせて改訂するものとします。

【基礎要件以外の評価の指針】(令和 2 年 12 月改定) ※以下では○印

- ◆ 本指針は、「基礎要件に係る評価の指針」として定められたもの以外について、毎年度の判断事例をもとに大学評価委員会が文章化したもので、大学基準を解釈・適用する際に、一つの合意点として参照されるものです。これを用いるにあたっては、各大学の状況を十分に踏まえ、総合的に評価するものとします。

通則 (略)

基準1 理念・目的 ～ 基準5 学生の受け入れ (略)

基準6 教員・教員組織

- 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足
 - ・ 専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。

 - ファカルティ・ディベロップメントの実施
 - ・ ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。
 - ・ 下記の単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。
 - ① 学士課程全体又は各学部*
 - ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科
 - ③ 専門職学位課程全体又は各研究科
- ※ 専門職大学でない大学が専門職学科を置く場合、それ固有のものが併せて必要。

基準8 教育研究等環境 ～ 基準10 大学運営・財務 (略)

以 上